１８財財第２６７号

平成１８年１０月１０日

局　（　区　）　長

教　　育　　長

行政委員会事務局長　様

議会事務局長

会　計　室　長

助　　役

平成１９年度予算編成方針について（依命通達）

１　国の予算と地方財政

最近のわが国経済の動向を見ると、企業収益は改善し、設備投資が増加するとともに、個人消費も緩やかに増加しているほか、雇用情勢も厳しさが残るものの改善に広がりがみられるなど、景気は堅調に回復している。

国は、このような景気回復を好機として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６」の早期具体化により、構造改革の一層の加速・拡大を図ることとし、平成１９年度の予算編成にあたっては、今後５年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算であり、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、予算配分の重点化・効率化を

図るとともに、国債発行額についても極力抑制することとしている。

また、歳出・歳入一体改革については、地方単独事業を現在の水準以下に抑制するとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮減に取り組むほか、地方交付税は、現行法定率を堅持し安定的な一般財源総額を確保しつつ、算定の簡素化を図ることとしている。

一方、現下の地方財政は、平成１８年度末の借入金残高が２０４兆円と見込まれるなど極めて厳しい状況にあり、財政構造の健全化が喫緊の課題となっている。

２　市財政の現状と平成１９年度の財政見通し

これまで本市は、各種の生活関連施設や都市基盤の整備を推進するとともに、保健・医療・福祉、教育、環境などの各分野の施策を積極的に推進し、市民福祉の向上に努めてきたところである。

一方で、平成１８年度より普通交付税が不交付になるとともに、増加する市債や債務負担行為の償還に伴い、新たな財政指標である実質公債費比率や経常収支比率が高い水準となるなど、財政状況は一層厳しさを増している。

平成１９年度の本市の財政見通しは、自主財源の根幹をなす市税は、景気回復の影響により、法人市民税の堅調な伸びや税源移譲等に伴う個人市民税の伸びが見込まれることから、増収は期待できるものの、各種基金や売却可能な未利用地等の臨時的な財源は、僅かとなっている。

依存財源では、引き続き普通交付税が不交付となる見込みであるほか、

国庫補助負担金の廃止・縮減など歳出・歳入一体改革の動向を見極める必要があり、市債や債務負担行為についても将来の財政負担を考慮し、抑制を基調として適切な活用を図る必要がある。

一方、歳出では、扶助費や公債費の増に加え、定年退職者に伴う退職手当や新規施設の維持管理経費の増加が見込まれ、さらには、急速に進展する少子・高齢社会への的確な対応や安全で安心して暮らせるまちづくりの実現などに多額の財政需要が見込まれている。

このような歳入歳出の見通しから、平成１９年度は、かつてない厳しい財政収支が見込まれるところである。

３　予算編成における基本的な方針

平成１９年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

（１）行政改革の推進

新行政改革推進計画及び財政健全化プランに基づき、これまで以上に創意工夫を凝らし、行政改革の推進と財政健全化に向けた取り組みを強化し、改善策等については、可能な限り予算に反映させる。

特に、既定の事務事業については、事務事業評価システムを活用して、事業効果等を検証し、既成概念にとらわれない大胆な事業の廃止や縮小など、さらに徹底した見直しを図る。

（２）第２次５か年計画の推進

第２次５か年計画の２年次目として、本市の将来像の実現と市域の

均衡ある発展を目指し、「千葉市らしさの確立」や「安全・安心のまちづくり」など、１２の「まちづくりにおける大切な視点」を踏まえ、緊急性・重要性などから事業の厳選を行った上で、計画事業の着実な推進を図る。

（３）予算要求基準

①　経常的経費

人件費、公債費などを除き、前年度当初予算計上一般財源のマイナス８．３％の範囲内での要求とし、各局は配分された一般財源の範囲内で、自主的・主体的に事務事業の徹底した見直しを行うこととする。

②　臨時的経費

第２次５か年計画事業にあっては、平成１９年度の所要額とする。計画外事業にあっては、前年度当初予算計上一般財源の７０％以内とする。

なお、詳細な基準については、別途予算編成要綱により通知する。